

竹原市立認定こども園給食 異物混入対応マニュアル

竹原市

令和8年4月改定案

異物混入に対する基本的な考え方

こども園給食で提供される食事は、栄養及び食育の観点での配慮はもちろんのこと、何よりも安心・安全な食事であることが前提である。

こども園給食への異物混入やそれに伴うこどもへの健康被害を防止するため、こども園に関わる全てのものが責任をもち、情報を共有し、連携・協力をしながら、美味しく楽しくこどもの健やかな成長を支援する給食の実施に努めなければならない。

本マニュアルの活用により、異物混入ゼロを目指すとともに、異物の混入が発見された際には、適切に対応することで、安心・安全なこども園給食を推進する。

令和8年4月

目次

序章	1
目次	2
第1章 食品に混入する異物について	3
第2章 異物混入の防止対策について	
1. 納入時の衛生管理	4
2. 調理室の対策	4
3. 保育室の対策	6
第3章 異物混入があった時の対応について	
1. 発見時別対応一覧表	7
2. 異物混入発生時の対応について（フロー図）	9
3. 園児及び保護者への対応	11
4. 報道機関への対応（報道発表基準）	11
5. 異物混入事故報告書の書き方について	12

1 異物の定義

異物とは、生産、貯蔵、流通、調理の過程で不都合な環境や取り扱い方に伴って、食品中に侵入又は混入したあらゆる有形外来物をいう。

ただし、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できないほどの微細なものは対象としない。

【厚生労働省監修「食品衛生検査指針」より】

2 異物混入の種別・形態別基準

分類		具体的な物質
危険物	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	ガラス片、金属片、針、鋭利なプラスチック、薬品類（食品用洗剤等）等
	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫（ゴキブリ・ハエ等）、ねずみの糞、異常な変色や異味異臭、カビ等
非危険物	異物自体は不快であり、衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、繊維、ビニール片、植物の皮や殻、衛生害虫以外の虫（羽虫・幼虫等）等
	原料由来物	卵の殻、食肉の鋭利な骨、貝殻等

※ 原則として、原料由来物である魚の骨や果物の種・皮、食品の変色部分（パンの焦げ等）等は「異物」に含まない。ただし、形状や大きさによって、けがの恐れがあると思われる場合には、異物と同様に扱う。

※ 異物の判断が困難な場合には、健康こども未来課 こども福祉係に確認する。

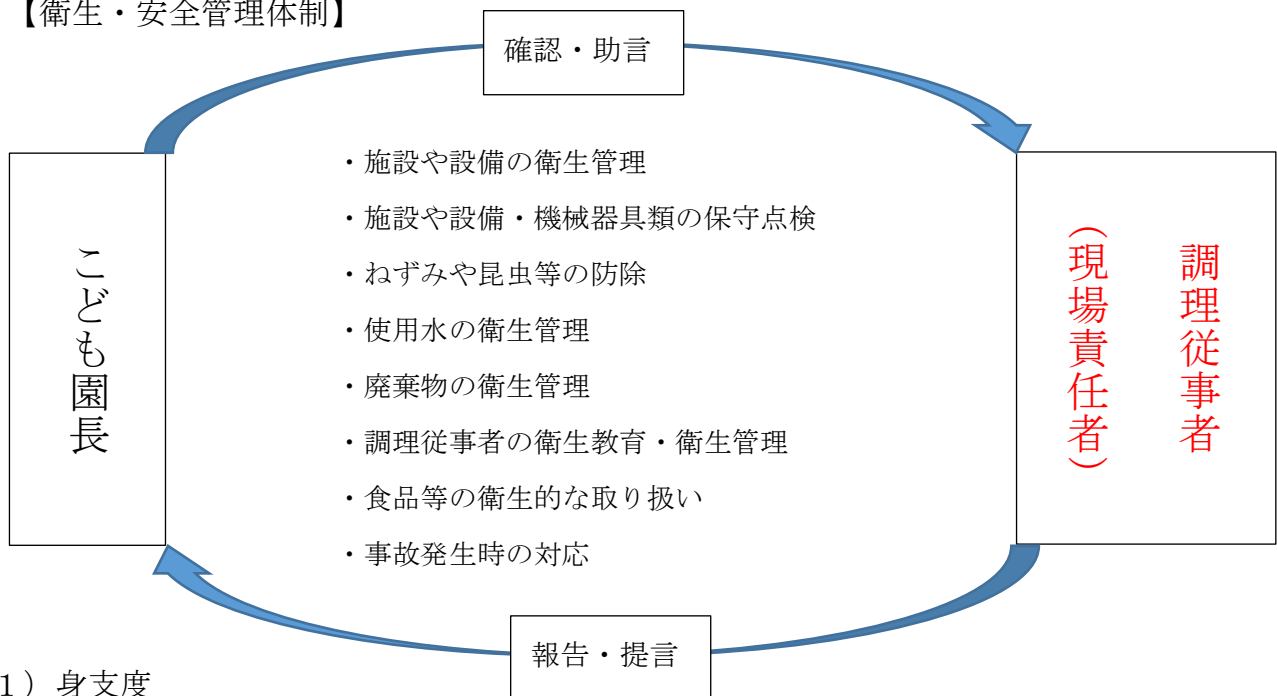
1 納入時の衛生管理

納入業者には、異物混入防止に関する注意喚起及び協力依頼を行う。

- ・ 機器等のねじのゆるみ、刃物や容器等の欠損がないかを確認する。
- ・ 異物時混入につながるクリップ・マグネット・ボールペン等の使用は必要最低限とする。
- ・ 納品物資は、納入前・納入時に異物混入や品質の劣化等がないか検収する。
- ・ 温度管理の必要な食材については、その温度を守り、細心の注意を払う。

2 調理室の対策

【衛生・安全管理体制】



(1) 身支度

- ① 調理員は、清潔な白衣・マスクを着用し、頭髮は全て帽子の中に入れる。粘着ローラーなどを使って白衣の表面の毛髪・ほこり等を完全に除去し、複数の職員で相互に確認する。
- ② 調理室に持ち込むもの（ボールペン等）は必要最低限とする。鉛筆やシャープペンシルの使用を禁止する。
- ③ 装飾物のついた衣服やアクセサリ類は身に付けない。糸くずなどのほつれやボタン類は随時確認を行う。
- ④ 調理室から別室へ移動する際は白衣や帽子を外し、再度入室する際には、①を徹底する。

(2) 調理室の点検

- ① 調理室及び下処理室は、調理員や栄養士等関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ② 調理室内は、常に整理整頓を行い、「衛生管理等チェック表」に従って、調理前後に点検及び記録を行う。
- ③ 調理員は、毎日作業開始前・作業終了後に調理機器等の点検を実施し、部品の脱落や刃こぼれ・ねじのゆるみがないか等確認する。
- ④ 調理器具に破損や劣化が見られた場合には使用を中止するとともに、速やかに園長に報告し、交換等の適切な処理を行う。
- ⑤ 消毒薬・洗剤等が混入することがないように、内容物については、明記し適切な場所に配置する。

(3) 調理作業における遵守事項

- ① 調理機器等の使用前後に機器等を点検し、部品の脱落や刃こぼれ・ねじのゆるみがないか等を確認する。
- ② 下処理及び調理の全ての工程は、複数の調理員による目視確認を徹底し、異物の混入や異常を発見した時は、速やかに園長に報告する。
- ③ 調理機器は、適正な取り扱い方法以外で使用しない。
- ④ 食材の袋やパックを開封した際は、切れ端・乾燥剤・内蓋等を適切に分類し、調理終了時に処分する。
- ⑤ ビニール袋に入っている食材をはさみで切って開封する際は、切れ端が出ないように二度切りをしないほか、最後まで切り落とさない。また、シールの貼付部は切らない。
- ⑥ 野菜・果物を洗う場合は、流水の中で3回洗浄（葉物野菜は一枚ずつはがしながら洗浄）し、複数の職員による目視確認を徹底する。
- ⑦ 瓶や袋入りの調味料については、ボウルに移し替えて使用する。
- ⑧ 加工食品などを使用する際は、直接ほかの食材と混ぜ合わせる前に別の容器へ移し、ほぐす等をして異物の混入が無いか確認してから使用する。
- ⑨ 和え物を調理するときは、食材の水気を切るために絞り、丸くまとまった具材をほぐす等、中身に異物の混入がないか最終確認しながら和える。

(4) その他

- ① 園長は、配膳が開始される30分前に検食を行い、異物の混入・異臭の有無等を確認する。異常があった場合は原因がわかるまで配膳を開始しないこと。
なお、園長が不在の際は、主任と読み替える。

3 保育室の対策

(1) 身支度

- ① 配膳者（保育教諭または保育士）は、清潔な白衣・マスクを着用し、頭髮は全て帽子の中に入れる。粘着ローラーなどを使って白衣の表面の毛髪・ほこり等を完全に除去し、複数の職員で相互に確認する。
- ② 配膳前の手洗いを徹底する。
- ③ 手指のけがを絆創膏などで処置している場合は、専用の手袋をする。
- ④ 園児に対して正しい身支度を指導する。園児の毛髪が配膳中の食器内または配膳後の食器内に入ることがないように、個々に注意が必要であることを指導する。

(2) 保育室の点検

- ① 毛髪・ほこり等がないように配膳台を清潔にし、衛生的な環境（清潔な状態）を確保及び維持する。
- ② 配膳器具・食具などに破損や汚れがないか目視確認する。

(3) 配膳及び食事時の留意事項

- ① 保育室内のほこり等が食品に混入することを防ぐため、配膳前及び配膳中は、園児は静かに着席して待つよう指導をする。
- ② 配膳の際は、異物が無いか目視確認する。
- ③ 配膳器具は適正に取り扱う。
- ④ アルミホイルやビニール袋等に入った食品は、こどもの発達に応じて言葉がけや保育教諭（保育士）が取り除いて配膳するなどの配慮をする。
- ⑤ 食事中も、こどもの口の動きや表情を見ながら、異物混入などの異常がないかを確認する。
- ⑥ 食器や食具などの破損がないかを確認する。

(4) その他

- ① 配膳・食事中に異物の発見などの異常を確認した場合は、速やかに園長に報告する。また、他クラスにも連絡して配膳及び食事を一時中断し、園長の判断を仰ぐ。
なお、園長が不在の場合は、主任と読み替える。

第3章 異物混入があった時の対応について

1. 発見時別対応一覧表

①調理室

区分		検収時・調理前	調理中・配缶中
危険物	取り除ける	取り除いて使用する	献立は原則提供中止 ただし、原因が特定でき、他の献立や食品への混入の可能性がない場合は、安全確認できた献立や食品のみ提供
	取り除けない	交換又は使用中止	献立の提供中止
非危険物	取り除ける	取り除いて使用する	異物をその周辺ごと取り除いて提供
	取り除けない	交換又は使用中止	当該献立の提供中止
納品された包装物（二個もの）		交換又は使用中止	

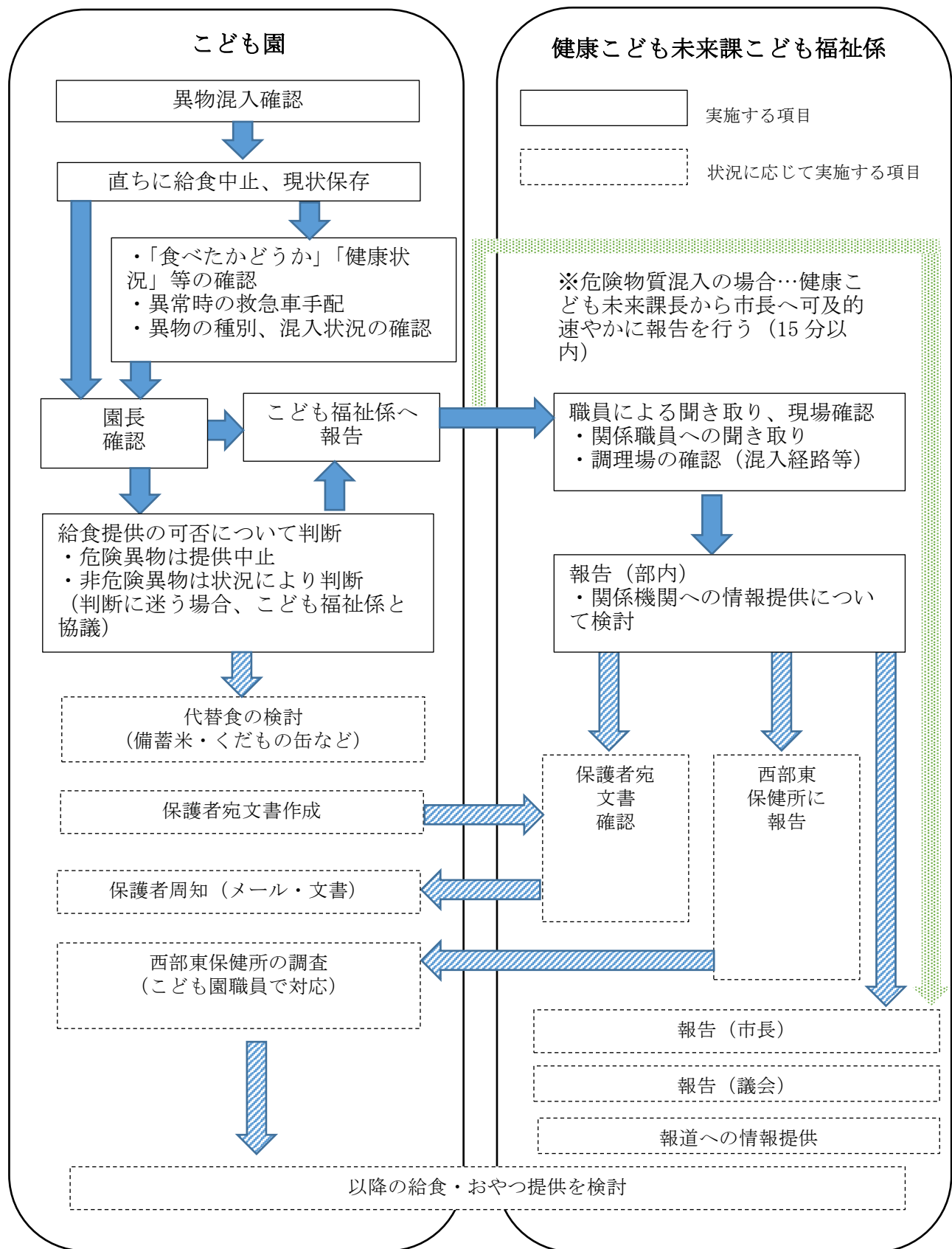
②保育室

原因となる異物	クラス担任の措置	園長の措置
【危険物】 ガラス片、金属片、針、薬品類、衛生害虫等	配膳や給食を中断し、園児の安全確認をするとともに園長に報告する。 写真を撮り、異物と、入っていた給食を保存する。	調理員(現場責任者)・保育教諭(保育士)に指示し、原因を追究する。 こども福祉係に直ちに報告し、指示を受ける。その後、異物混入事故報告書を提出する。 保護者に文書等で事実と対応を報告する。
【非危険物】 毛髪、繊維、ビニール片、衛生害虫以外の虫等 【原料由来物】卵の殻、食肉の鋭利な骨、貝殻等	異物が入っていた食器の配膳や給食を中断し、園児の安全確認をするとともに園長に報告する。 因果関係がはっきりし、安全面や衛生面上の問題がなければ、異物とその周辺のものを取り除く。 内容によって、写真を撮り、異物と、入っていた給食を保存する。	調理員(現場責任者)・保育教諭(保育士)に指示し、原因を追究する。こども福祉係に直ちに報告する。その後、異物混入事故報告書を提出する。 状況によって、保護者に文書等で報告する。
納品業者の責任に関わると考えられるもの(パン・牛乳・1個のもの)	園長に報告し、該当園児には他のものと交換する。 内容によって、写真を撮り、異物と、入っていた給食を保存する。	保育教諭(保育士)に交換等を指示し、こども福祉係に直ちに報告する。その後、異物混入事故報告書を提出する。

①給食室で発見された場合



②保育室で発見された場合



3. 園児及び保護者への対応

① 給食献立の一部の提供を中止又は、変更した場合

- ・園児にクラス担任等を通じて中止又は変更の連絡を行う。
- ・保護者への報告は文書で、異物混入の概要、喫食中止に伴う献立変更等について報告する。

② 異物を口にした等、健康への影響が懸念される場合

- ・園医に連絡して要医療の判断を受け、必要に応じて処置する。
- ・異物混入の状況により必要に応じて他の園児の体調の変化にも注意し、健康被害の有無を確認する。
- ・異物混入のあった園児やその保護者に対しては、異物混入の事実について、迅速かつ誠意をもって状況の説明と謝罪を行う。
- ・医療を受けた場合は、スポーツ振興センターに災害給付の申請を行う。

4. 報道機関への対応（報道発表基準）

区分	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	異物自体は不快であり、衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	原料由来物
内容	ガラス片、金属片、針、鋭利なプラスチック、薬品類（食品用洗剤等）等	衛生害虫（ゴキブリ・ハエ等）、ねずみの糞、異常な変色や異味異臭、カビ等	毛髪、繊維、ビニール片、植物の皮や殻、衛生害虫以外の虫（羽虫・幼虫等）等	卵の殻、食肉の鋭利な骨、貝殻等
微量（1人）	発表する	発表する	発表しない	発表しない
一定量（複数人）	発表する	発表する	※	※

※ 直ちに人体に危険が及ばない事案においても、こども園全体やクラス全体の園児に食べさせないと判断した場合は原則発表する。

（発表方法） 市ホームページ

（発表対象者） プレスリリース対象者

（その他） 園児の健康被害が発生又は発生すると危惧される場合は、直ちに記者会見を開いて状況を説明する。（原則発生当日）

5. 異物混入事故報告書の書き方について

①給食室で発見された場合（ヒヤリハット報告書）

- ・発生日時・発生場所・状況について発見者が記入する。
- ・発生原因及び再発防止策について当日出勤していなかった調理員も含めて話し合い、**現場責任者**が記入する。
- ・記入後、園長及び主任に確認してもらい、その後こども福祉係へ提出する。

②保育室（給食室外）で発見された場合（事故報告書）

- ・発生日時・発生場所・状況について発見者が記入する。
- ・発生原因のクラスでの対応については、そのクラスに従事している保育教諭（当日出勤していなかったものも含む）が話し合い、責任者（担任）が記入する。
- ・発生原因の厨房での対応については、調理員が話し合い、**現場責任者**が記入する。
- ・再発防止策については、**保育教諭と調理員現場責任者がそれぞれ**記入する。
- ・記入後、園長に確認してもらい、その後こども福祉係へ提出する。

ヒヤリ・ハット報告書（給食室）

こども園		園長	回覧	記入者	発見者											
発生日時	令和 年 月 日（ ） 時 分															
	検収時・調理作業時・盛付時・その他（ ）															
発生場所	調理室・その他（ ）															
状況																
発生前後の 対応	①作業環境の問題															
	②設備機器の問題															
	③作業方法の問題															
	心身分析（当てはまるものすべてに○をつける） <table border="0"> <tr> <td>1. よく見え（聞こえ）なかった</td> <td>7. 慌てていた</td> </tr> <tr> <td>2. 気が付かなかった</td> <td>8. 疲れていた</td> </tr> <tr> <td>3. 忘れていた</td> <td>9. 不愉快なことがあった</td> </tr> <tr> <td>4. 知らなかった</td> <td>10. 無意識に手が動いた</td> </tr> <tr> <td>5. 深く考えなかった</td> <td>11. やりにくかった</td> </tr> <tr> <td>6. 大丈夫だと思った</td> <td>12. 体のバランスをくずした</td> </tr> </table>					1. よく見え（聞こえ）なかった	7. 慌てていた	2. 気が付かなかった	8. 疲れていた	3. 忘れていた	9. 不愉快なことがあった	4. 知らなかった	10. 無意識に手が動いた	5. 深く考えなかった	11. やりにくかった	6. 大丈夫だと思った
1. よく見え（聞こえ）なかった	7. 慌てていた															
2. 気が付かなかった	8. 疲れていた															
3. 忘れていた	9. 不愉快なことがあった															
4. 知らなかった	10. 無意識に手が動いた															
5. 深く考えなかった	11. やりにくかった															
6. 大丈夫だと思った	12. 体のバランスをくずした															
再発 防止策																

異物混入の写真を添付する

※①異物混入給食（おやつ）の写真：異物混入している状態がわかるように撮影
②異物本体の写真：定規等を添え、異物の大きさがわかるように撮影

異物混入事故報告書（保育室等）

こども園

園長

回覧

令和 年 月 日（ ） 時 分

①発生日時

配膳時・喫食時・その他（ ）

②発生場所

保育室・その他（ ）

③状況

①～③

記入者

④発生前後の
対応

i. クラスの対応

④ i

記入者

ii. 給食室の対応

④ ii

記入者

⑤再発防止策

⑤

記入者

異物混入の写真を添付する

- ※①異物混入給食（おやつ）の写真：異物混入している状態がわかるように撮影
②異物本体の写真：定規等を添え、異物の大きさがわかるように撮影

ヒヤリ・ハット報告書（給食室）

〇〇 こども園

園長



回覧



記入者



発見者



発生日時

令和 ◎年 △月 □日 (▲) ■■時 ■分

検収時・調理作業時・盛付時・その他 ()

発生場所

調理室・その他 ()

状況

盛りつけた和え物をもろぶたに入れようとした際に、ラップの切れ端が入っていることに気がついた。

発生前後の
対応

①作業環境の問題

②設備機器の問題

ラップの端が切れかけていた。

③作業方法の問題

1人でラップがけをしていた。

心身分析（当てはまるものすべてに○をつける）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① よく見え（聞こえ）なかった | 7. 慌てていた |
| 2. 気が付かなかった | 8. 疲れていた |
| 3. 忘れていた | 9. 不愉快なことがあった |
| 4. 知らなかった | 10. 無意識に手が動いた |
| 5. 深く考えなかった | 11. やりにくかった |
| 6. 大丈夫だと思った | 12. 体のバランスをくずした |

再発
防止策

なるべくラップを使わないようにする。端が切れないように気を付ける。
2人で確認する。

異物混入の写真を添付する

※①異物混入給食（おやつ）の写真：異物混入している状態がわかるように撮影
②異物本体の写真：定規等を添え、異物の大きさがわかるように撮影

異物混入事故報告書（保育室等）

こども園



令和 年 月 日 () 時 分

①発生日時

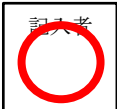
配膳時・喫食時・その他 ()

②発生場所

保育室・その他 ()

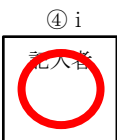
③状況

きく組の男児が「〇〇の中に髪の毛がある」と言った。保育士が確認したところ、食べる前の〇〇の中に髪の毛が混入していた。

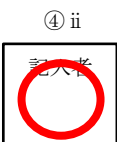


④発生前後の対応

i. クラスの対応
喫食を止めて、中に入っていないかを確認し、他に異物混入が認められなかったため喫食を再開した。

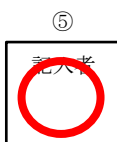


ii. 給食室の対応
帽子の確認をしたところ、ゴムが緩んでいた。
髪の毛が入りきっていなかった可能性がある。
午後から新しい帽子に替えた。



⑤再発防止策

作業前に粘着テープで髪の毛やごみを取り除くだけでなく、帽子のゴムのゆるみがないかなどの確認もおこなう。
クラスでは配膳前に異物の混入が認められないか確認してから配膳をおこなう。



異物混入の写真を添付する

- ※①異物混入給食（おやつ）の写真：異物混入している状態がわかるように撮影
②異物本体の写真：定規等を添え、異物の大きさがわかるように撮影